

会社合併、分割及び営業譲渡等に伴う提出書類一覧(工事関係)

提出書類		合併			会社分割・事業譲渡		
		①	②	③	①	②	③
1	横浜市入札参加資格申請(電子申請)※1		○			○	
2	存続会社の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(写しでも可)	○	○	○		○	
3	存続会社の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し※2	△	○	△	△	○	△
4	消滅会社の閉鎖登記簿又は閉鎖事項全部証明書(写しでも可)※3	○	○	○			
5	株主総会又は取締役会議事録の写し	○	○	○	○	○	○
6	合併、営業譲渡等の契約書の写し	○	○	○	○	○	○
7	公正取引委員会受理証の写し(届出が必要な場合のみ※4)	○	○	○	○	○	○
8	存続会社の建設業許可を確認できる書類※5	○	○	○	○	○	○
9	消滅会社の建設業廃業届の写し(廃業する場合のみ)				○	○	
10	変更届(電子申請。存続会社の代表者名、所在地等に変更事項があった場合)	○		○	○		○
11	入札参加資格抹消届※6	○	○		○	○	

合併①…本市登録業者同士の合併
 合併②…本市登録業者と未登録業者の合併で、未登録業者が存続会社
 合併③…本市登録業者と未登録業者の合併で、登録業者が存続会社
 会社分割・事業譲渡①…本市登録業者から本市登録業者への会社分割・事業譲渡
 会社分割・事業譲渡②…本市登録業者から本市未登録業者への会社分割・事業譲渡
 会社分割・事業譲渡③…本市未登録業者から本市登録業者への会社分割・事業譲渡

- ※1 入札参加資格の申請にあたり、本提出書類一覧とは別に提出書類がございますのでご注意ください。
 ただし、存続会社の登記簿謄本等、両提出書類の中で重複するものについては提出部数は一部のみで問題ありません。
- ※2 "△"の場合は合併時及び譲渡時等の経審を、格付の見直しをご希望の場合にのみ提出をお願いします。
 合併により存続会社の新設される場合、新設会社が合併時経審を受けていないと本市へ登録できません。
- ※3 分割の場合で、譲渡業者が存続する場合は譲渡業者の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し。
- ※4 独占禁止法第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、並びに第16条第2項参照。
- ※5 「建設業の許可申請書」における、「別紙二(営業所一覧表)」又は「変更届出書(第二面)」のいずれかの写し。
- ※6 吸収分割、営業譲渡の場合における分割または譲渡会社の分。工種の一部抹消の場合も提出してください。
 様式は(<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList#01>)参照。

上記の表には主だったケースを記載しておりますが、実際の合併、分割及び営業譲渡等の形態によって提出書類が異なる場合がございます。ご不明な点は財政局契約第一課(045-671-2228)までお問合せください。